

令和 2 年 度

品川区一般会計補正予算

品 川 区

第 号議案

令和 2 年度

品川区一般会計補正予算

令和 2 年度品川区一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度品川区の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44, 219, 223 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 233, 511, 048 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 年 月 日提出

品川区長 濱 野 健

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13	国庫支出金	26,352,286	41,818,179	68,170,465
	1 国庫負担金	21,250,401	289,308	21,539,709
	2 国庫補助金	5,095,401	41,528,871	46,624,272
14	都支出金	17,354,996	214,410	17,569,406
	2 都補助金	9,677,051	214,410	9,891,461
17	繰入金	20,858,375	2,186,634	23,045,009
	1 基金繰入金	20,858,375	2,186,634	23,045,009
歳 入 合 計		189,291,825	44,219,223	233,511,048

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	19,695,573	3,667	19,699,240
	4 戸籍及び住民基本台帳費	1,119,849	3,667	1,123,516
3	民生費	95,059,511	42,182,250	137,241,761
	1 社会福祉費	28,101,555	41,348,000	69,449,555
	2 児童福祉費	54,021,143	587,443	54,608,586
	3 生活保護費	12,936,813	246,807	13,183,620
4	衛生費	13,904,648	300,835	14,205,483
	1 保健衛生費	5,983,730	300,835	6,284,565
5	産業経済費	3,097,753	1,651,191	4,748,944
	1 産業経済費	3,097,753	1,651,191	4,748,944
7	教育費	27,768,199	81,280	27,849,479
	1 教育総務費	10,337,099	81,280	10,418,379
歳 出 合 計		189,291,825	44,219,223	233,511,048

第 号議案説明

令和 2 年度

品川区一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

1 3 款 国庫支出金

41,818,179千円

1 項 国庫負担金

289,308千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費負担金	千円 21,144,522	千円 185,105	千円 21,329,627
2 衛生費負担金	65,789	104,203	169,992
計	21,250,401	289,308	21,539,709

1 3 款 国庫支出金

41,818,179千円

2 項 国庫補助金

41,528,871千円

2 民生費補助金	1,060,958	41,528,871	42,589,829
計	5,095,401	41,528,871	46,624,272

1 4 款 都支出金

214,410千円

2 項 都補助金

214,410千円

2 民生費補助金	6,415,610	151,410	6,567,020
----------	-----------	---------	-----------

節		説 明	
区 分	金 額		
6 生活困窮者支援費	千円 185,105	充当事業：生活困窮者自立支援事業 負担基本額 (246,807) 3/4	千円 185,105
1 感染症予防費	104,203	充当事業：感染症対策事業 負担基本額 (106,271) 3/4 負担基本額 (49,000) 1/2	104,203 79,703 24,500

11 特別定額給付金補助金	41,170,000	充当事業：職員給与費 補助基本額 (4,000) 10/10 充当事業：特別定額給付金 補助基本額 (41,166,000) 10/10	4,000 41,166,000
12 子育て世帯臨時特別給付金補助金	358,871	充当事業：子育て世帯臨時特別給付金 補助基本額 (358,871) 10/10	358,871

8 児童保育費	151,410	充当事業：認証保育所経費 補助基本額 (154,320) 1/2 充当事業：認可外保育施設等保育料助成 補助基本額 (74,250) 10/10	77,160 74,250
---------	---------	---	------------------

1 3 款 国庫支出金 1 4 款 都支出金

1 4 款 都支出金
2 項 都補助金

214,410千円

214,410千円

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費補助金	千円 79,318	千円 63,000	千円 142,318
計	9,677,051	214,410	9,891,461

1 7 款 繰入金
1 項 基金繰入金

2,186,634千円

2,186,634千円

6 財政調整基金繰入金	1,772,214	2,186,634	3,958,848
計	20,858,375	2,186,634	23,045,009

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
10 とうきょうマ マパパ応援事 業補助金	63,000	充当事業：妊娠期からの相談事業 補助基本額 (63,000) 10/10	63,000

1 財政調整基金 繰入金	2,186,634	

1 4 款 都支出金 1 7 款 繰入金

歳 出

2 款 総務費

3,667千円

4 項 戸籍及び住民基本台帳費

3,667千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国都支出金	特別区債	その他	
1 戸籍住民費	千円 1,119,849	千円 3,667	千円 1,123,516	千円	千円	千円	千円 3,667
計	1,119,849	3,667	1,123,516	0	0	0	3,667

3 款 民生費

42,182,250千円

1 項 社会福祉費

41,348,000千円

1 福祉計画費	2,551,536	41,170,000	43,721,536	41,170,000 国庫支出金 41,170,000			
2 高齢者福祉費	7,178,579	146,000	7,324,579				146,000
4 障害者福祉費	9,105,360	32,000	9,137,360				32,000
計	28,101,555	41,348,000	69,449,555	41,170,000	0	0	178,000

3 款 民生費

42,182,250千円

2 項 児童福祉費

587,443千円

3 子育て応援費	9,147,636	358,871	9,506,507	358,871 国庫支出金 358,871			
----------	-----------	---------	-----------	-----------------------------	--	--	--

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 3,667	戸籍事務費【戸籍住民課】 郵送申請手続事務費
		千円 3,667 3,667

3 職員手当等	4,000	特別定額給付金【人事課、福祉計画課】	41,170,000
10 需用費	5,000	特別定額給付金【福祉計画課】	41,166,000
11 役務費	67,000	特別定額給付金 408,000人	40,800,000
12 委託料	294,000	事務費	366,000
18 負担金補助及び交付金	40,800,000	コールセンター運営、データ入力業務等委託	263,000
		システム構築、保守	31,000
		郵便料等	72,000
		職員給与費【人事課】	4,000
18 負担金補助及び交付金	146,000	高齢者福祉施設支援事業【高齢者福祉課】	146,000
		介護サービス業務継続支援金	146,000
18 負担金補助及び交付金	32,000	障害者福祉事務費【障害者福祉課】	32,000
		障害福祉サービス業務継続支援金	32,000

10 需用費	1,500	各種手当事業【子育て応援課】	358,871
11 役務費	5,325	子育て世帯臨時特別給付金	358,871
12 委託料	12,046	子育て世帯臨時特別給付金 34,000人	340,000
		事務費	18,871

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

42,182,250千円

2 項 児童福祉費

587,443千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国都支出金	特別区債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 保育支援費	24,917,687	228,572	25,146,259	151,410 都支出金 151,410			77,162
計	54,021,143	587,443	54,608,586	510,281	0	0	77,162

3 款 民生費

42,182,250千円

3 項 生活保護費

246,807千円

1 生活保護費	12,936,813	246,807	13,183,620	185,105 国庫支出金 185,105			61,702
計	12,936,813	246,807	13,183,620	185,105	0	0	61,702

4 款 衛生費

300,835千円

1 項 保健衛生費

300,835千円

1 健康推進費	1,990,867	505	1,991,372				505
2 母子保健費	626,933	65,909	692,842	63,000 都支出金 63,000			2,909
3 保健予防費	2,841,097	234,421	3,075,518	104,203			130,218

節		説 明	
区 分	金 額		
19 扶助費	千円 340,000	システム改修経費 チラシ封入委託、振込手数料、郵送代等	千円 8,646 10,225
18 負担金補助及び交付金	228,572	認証保育所経費【保育支援課】 認証保育所臨時休園等支援事業 認可外保育施設等経費【保育支援課】 認可外保育施設等保育料助成 ベビーシッター利用支援事業助成	154,322 154,322 74,250 74,250 74,250

19 扶助費	246,807	生活困窮者自立支援事業【生活福祉課】 住居確保給付金	246,807 246,807

10 需用費	505	休日・応急診療費【健康課】 医療従事者用防護用具	505 505
7 報償費	1,306	母子保健指導事業費【保健センター】 妊娠期からの相談事業	65,909 65,909
10 需用費	63,080	育児パッケージ追加配布	65,909
11 役務費	1,523		
10 需用費	12,742	感染症予防費【保健予防課】 感染症対策事業	234,421 234,421

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

300,835千円

1 項 保健衛生費

300,835千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	特別区債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金 104,203			
計	5,983,730	300,835	6,284,565	167,203	0	0	133,632

5 款 産業経済費

1,651,191千円

1 項 産業経済費

1,651,191千円

1 産業経済費	3,097,753	1,651,191	4,748,944				1,651,191
計	3,097,753	1,651,191	4,748,944	0	0	0	1,651,191

7 款 教育費

81,280千円

1 項 教育総務費

81,280千円

2 学務費	832,447	81,280	913,727				81,280
-------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	千円 1,864	入院患者対応	千円 155,272
12 委託料	55,908	入院患者医療費・食事療養費	106,272
		患者移送費	49,000
17 備品購入費	8,635	自宅療養者対策経費	13,554
19 扶助費	155,272	P C R検査センター経費	65,595

11 役務費	100	中小企業経営支援事業費【商業・ものづくり課】	1,585,591
12 委託料	18,177	中小企業事業資金融資あっせん	1,477,414
		信用保証料補助金	1,065,141
18 負担金補助及び交付金	1,220,641	利子補給金	412,273
		雇用確保支援事業	108,177
		雇用環境整備事業助成	80,000
21 補償、補填及び賠償金	412,273	雇用環境安定化事業助成	10,000
		助成金等受付業務委託	18,177
		商店街活性化事業費【商業・ものづくり課】	65,600
		商店街振興事業	65,600
		感染症対策支援金	65,500
		事務費	100

19 扶助費	81,280	就学支援費【学務課】	81,280
		就学援助費	81,280

4 款 衛生費 5 款 産業経済費 7 款 教育費

7款 教育費

81,280千円

1項 教育総務費

81,280千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国都支出金	特別区債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	10,337,099	81,280	10,418,379	0	0	0	81,280

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		臨時休校中の在宅学習支援（昼食代） 4,064人 81,280

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬	給 料	職員手当等
補 正 後	(1,557) 2,550	1,334,980	9,850,124	10,013,464
補 正 前	(1,557) 2,550	1,334,980	9,850,124	10,009,464
比 較				4,000

()内は再任用短時間職員および会計年度任用職員分の外書

職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当
	補 正 後	127,800	1,909,580	2,850,045
	補 正 前	127,800	1,909,580	2,850,045
	比 較			
	区 分	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日給夜勤手当
	補 正 後	44,543	905,192	95,362
	補 正 前	44,543	901,192	95,362
	比 較		4,000	

(2) 給料および職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳
職員手当等	4,000	1 特別定額給付金給付事務に伴う追加分 4,000

(単位千円)

費 計	共 済 費	災害補償費	特別旅費	合 計
21,198,568	4,005,350	1,391	81,603	25,286,912
21,194,568	4,005,350	1,391	81,603	25,282,912
4,000				4,000

勤勉手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	初任給調整手当
1,807,612	108,537	292,557	110,944	3,483
1,807,612	108,537	292,557	110,944	3,483
管 理 職 特別勤務手当	義 務 教 育 等 教員特別手当	単身赴任手当	児童手当	退職手当
715	3,149		79,945	1,674,000
715	3,149		79,945	1,674,000

説 明	備 考
1 時間外勤務手当追加分	

第 号議案

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 濱 野 健

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和47年品川区条例第15号）

の一部を次のように改正する。

第3条の表中「6月を」を「6月以内を」に改め、同表7の項、8の項および10の項中「12月」の次に「以内」を加え、同表13の項中「30,000,000円」および「2,000,000円」の次に「の範囲内において規則で定める額」を加え、「12月を含む10年」を「36月以内を含む10年」に改め、「、据置き12月」の次に「以内」を、「特別中小企業者」の次に「その他規則で定める者」を加える。

第4条第1項第3号中「有し、かつ、引き続き1年以上同一事業を営んでいる」を「有している」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、創業支援資金および緊急資金に係る場合にあっては、この限りでない。

第4条第1項第6号中「この条例による同種の資金（緊急資金を除く。）」を「前条に規定する種類が同一の資金」に改め、同号ただし書中「事業設備資金、事業運転資金、小規模企業特別事業資金、環境対策資金、経営支援資金、経営安定化資金またはワークライフバランス企業支援資金」を「緊急資金の融資を

受けている場合であつて区長が特に必要があると認めたとき、資金（団体事業資金、事業活性化資金、商店街活性化資金、創業支援資金、事業承継支援資金および緊急資金を除く。）」に、「にあつては前条」を「であつて同条」に、「、商店街活性化資金」を「当該資金の融資を受けようとするときおよび商店街活性化資金」に、「、それぞれ同種の資金（緊急資金を除く。）の融資を受けることができる」を「当該資金の融資を受けようとするときは、この限りでない」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）緊急資金の据置期間を延長するほか、同資金の融資あっ旋の対象者を拡大する必要がある。

第 号議案

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 濱 野 健

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し
承認を求める。

専決処分書

令和 2 年度

品川区国民健康保険事業会計補正予算

品 川 区

令和 2 年度 品川区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度品川区の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,943 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,080,601 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 2 8 日

品川区長 濱 野 健

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	都支出金	21,690,734	27,943	21,718,677
	1 都負担金・補助金	21,690,734	27,943	21,718,677
	歳 入 合 計	35,052,658	27,943	35,080,601

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	21,518,409	27,943	21,546,352
	7 傷病手当金	0	27,943	27,943
	歳 出 合 計	35,052,658	27,943	35,080,601

専決処分説明書

令和 2 年度

品川区国民健康保険事業会計予算説明書

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 歳 入

4 款 都支出金

27,943千円

1 項 都負担金・補助金

27,943千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 21,690,734	千円 27,943	千円 21,718,677
計	21,690,734	27,943	21,718,677

節		説	明
区 分	金 額		
2 保険給付費等 交付金（特別 交付金）	千円 27,943	保険給付費等交付金（特別交付金）	千円 27,943

2 歳 出

2 款 保険給付費

27,943千円

7 項 傷病手当金

27,943千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国都支出金	特別区債	その他	
1 傷病手当金	千円 0	千円 27,943	千円 27,943	千円 27,943 都支出金 27,943	千円	千円	千円
計	0	27,943	27,943	27,943	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	千円 27,943	傷病手当金【国保医療年金課】 新型コロナウイルス感染症対策 支給件数 370件	千円 27,943 27,943

第 号議案

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 濱 野 健

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

品川区介護保険制度に関する条例（平成12年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「平成31年度および」および「の各年度」を削り、「2万1,840円」を「1万6,800円」に改め、同条第3項中「平成31年度および」および「の各年度」を削り、「2万1,840円」を「1万6,800円」に、「2万8,560円」を「2万160円」に改め、同条第4項中「平成31年度および」および「の各年度」を削り、「2万1,840円」を「1万6,800円」に、「4万5,360円」を「4万3,680円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明) 介護保険法施行令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

第 号議案

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

品川区長 濱 野 健

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年4月28日下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1条、見出しおよび2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することが

できなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部ま

たは一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第１０条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部または一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

２ 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第８条から第１０条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

（説明）新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

本会議運営（案）

第1回臨時会 令和2年5月12日 午前10時開議

議事日程（1）				
	第1	会期の決定について（本日1日）		
4件一括 議題 副区長 説明	第2	第33号議案	品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例	区民委員会付託
	第3	第34号議案	専決処分の承認を求めることについて	厚生委員会付託
	第4	第35号議案	専決処分の承認を求めることについて	
	第5	第36号議案	専決処分の承認を求めることについて	
副区長 説明	第6	第32号議案	令和2年度品川区一般会計補正予算 ※本会議休憩後、各常任委員会を開催し条例・事件・予算（歳出）審査 ⇒各常任審査終了後、総務委員会を開催し予算総合審査 ⇒総務委員会終了後、議会運営委員会を開催し議事日程の確認 ⇒本会議を再開し、委員長報告の後、表決	総合審査 総務委員会 歳出審査 各常任委員会 付託
終了予定 4：15				

議 事 日 程（１）

第 1 回臨時会 令和 2 年 5 月 1 2 日 午前 1 0 時開議

第 1 会期の決定について

第 2 第 3 3 号議案 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

第 3 第 3 4 号議案 専決処分の承認を求めることについて

第 4 第 3 5 号議案 専決処分の承認を求めることについて

第 5 第 3 6 号議案 専決処分の承認を求めることについて

第 6 第 3 2 号議案 令和 2 年度品川区一般会計補正予算